

Title	独逸兼営銀行論 (上) (独逸兼営銀行の銀行経済的経営関係の解剖)
Sub Title	
Author	大矢知, 昇
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.5 (1918. 5) ,p.674(136)- 691(153)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180500-0136

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本州内に於ける工業は漸次發達の傾向を有せり、而して之れが事業の主なるものは「ブラゴベエシチェンスク」の附近に集中し、將來に於て益々有望なるを示せり、但、之れが發達を阻害する要素も亦た少からず、之れが主なるものとしては資本及技術者の缺乏、勞銀の高價及交通機關の不完全なることなりとす、尙ほ本州よりの主要なる輸出物は穀物及毛皮にして農具、金屬品、及雜貨は之れが主要なる輸入品たり、而して「ブラゴベエシチェンスク」は本州に於ける取引の中心點にして歐露、獨逸、北米合衆國及支那方面より貨物の輸入せらるゝもの多し。(未完)

獨逸兼營銀行論 (上)

(獨逸兼營銀行の銀行經濟的經營關係の解剖)

大矢知 昇

最近に於ける獨逸經濟生活の擴充は世界經濟史上の一大驚奇である、而して此驚奇すべき、擴充の嚮導的動力は人口増加なる生理的現象に求むるを要すれども、亦同國銀行が其發展の勢を増進せしめたる事を認識せざるを得ない。『銀行は經濟的有機體の神經中樞なり』との俚諺的教示は、眞に克く、獨逸經濟生活と同國銀行との關係を語るに適する、而して同國銀行とは兼營銀行を意味すること勿論である、蓋し兼營銀行こそ獨逸流銀行と英國流銀行とを區別するもの

なるが故である、此處に兼營銀行とは獨逸語の「Gemischte Banken」を譯したるもので(註一)銀行經濟上の正則業務と不正則業務を兼營む銀行を云ふ、換言すれば預金銀行と投機銀行とを兼ねる銀行を云ふのである、而して銀行經濟的經營關係とは銀行技術的經營關係とを區別せんが爲めに用ひたる、言葉である。蓋し一國銀行制度の本體に關し、徹底的智識を得んとすれば、必ず經濟的方面と其技術的方面より研究するの要がある。然るに本論文の研究は専ら前者のみに止まる、従つて其意を明かにする爲めに『銀行經濟的』(bankwirtschaftlich)なる用語を必要としたのである。吾人は今、直ちに統計的材料の力を借りて、經營形態を闡明にするを避け、先づ順序として、獨逸銀行が過去に於いて、學界に於いて如何なる取扱ひを受けたるや否や、及び實際社會の銀行に對する態度が如何なりしか、亦現

に如何なるやの問題を其出發點とせんと思ふ。此問題は一見研究に迂なるが如き感あるも、事實は然らず、反つて此豫備的智識が存するにより一層經營關係を明かに理解するを得るのである。以下、節を分つて研究の歩を進むる。

(註一) フックスは其著 Volkswirtschaftslehre に於いて銀行を其資本の性質により分類し、國有銀行 (Staatsbanken)、混成銀行 (Gemischtebanken) 及私立銀行 (Privatbanken) と爲した、フックスが、Gemischte banken と呼ぶものは一種の特權銀行若しくは國家が多大の資本を投入せる銀行を意味するものなれば、彼れが云爲した Gemischte banken と予のそれとは、同語異義なることを記憶し、混同せざるの要がある。(Fuchs—a. a. O. S. 96.)

事實的材料を基礎として、獨逸兼營銀行を科學的に研究したる者は少く、偶々ありとするも繙讀、研鑽に値するもの少く Hübner 又は Mirth の研究の如きは元より然りである、只僅かに Model—Die grossen Berliner Effektenbanken. Jena

1896. 及び Sattler—Die Effektenbanken. Leipzig 1890. のみを擧ぐるに足る。然れども、是等とも、贅辭の處あり、直ちにとりて、讀誦するに難いのである、即前者の如きは其研究根本的ならざる上に、少數の取引所報及二三銀行の主觀的報告に偏倚したるの弊あり、殊に後者に至りては、其『歴史的批判的部分』に於いて佛の“credit mobilier”を論ずること多く、獨逸銀行を論ずること少く、其『理論的部分』に於いても兼營銀行の技術的方面に觸るるのみ、ヴェーバーが獨逸兼營銀行に關する、單行本中の古典なりと推稱せる Walter Lotz—Technik des Emmissionsgeschäfts, Leipzig 1890. すら發行業務の技術的的を説明せるのみなれば、他は云ふに値いしない。實に一九〇二年前に於いては兼營銀行論の研究書少し、ヴェーバーが殆ど fehlen so gut wie ganz なりと云爲したのは誇張の言辭で

はない。獨逸金融に關する文献史上に一新紀元を劃せるものは、實に、Weber の玉著『預金銀行及投機銀行論』である、此著の上梓せられしは一九〇二年で、其研究の内容を爲すものは英獨銀行比較論である、而して彼れは、英獨銀行の優劣を甄別し、是れを評價した。其結果當時の Communitis opinio doctorum たる英國銀行制度の無條件的讚美(註一)換言すれば、分業制度を根柢とする銀行制度の盲目的歸依に對して、反對の意見を發表した、彼れは英國銀行制度の本壘に迫り、其缺點を爬羅剔抉して、英國銀行制度に對し深刻なる疑問を呈したると共に、獨逸兼營銀行の本體を明かにして、其長所、若しくは其適應性を承認した。彼れは前掲書の序文に云爲して。曰く。

„Aber je mehr ich mich in meinen Gegen-

stand hinein vertiefte, um so mehr wurde mir klar, dass bei dieser “Communitis opinio doctorum” doch etwas zu sehr übersehen wird, einerseits, dass auch unsere deutsche “Arbeitsvereinigung,” im Bankwesen ihre grossen Vorzüge hat, andererseits aber, dass auch die englische Bankorganisation trotz ihrer vielerlehten “Arbeitsleistung zwischen Depositen- und Spekulationsinstitute bedenkliche Schattenseiten zeigt.”

前段は當時の學界の定説を表白せるもの、後段は彼れ研究の成果を示すものである。銀行制度は必ず英國流の制度に倣はざるべからずとは當時の Communitis opinio doctorum であつた。屹然として時流の外に立ち、舊窠を擺脫するすら一個の効蹟であるに、彼れは進みて、英國銀行制度の核心迄突入して Call Loan に至り、此處

に同國銀行制度の弱所あるを喝破した。從來英國銀行制度の長所は取引所と銀行の截然たる分離にありて思惟せられた。然るに Call Loan により間接に交渉を有する、間接とは手形仲買人の手を経ることを意味するのである、『英國預金銀行は敵に糧を與ふるの寛量を有す』との比喩は預金銀行業務が業務上に敵となりつゝある一—元より手形仲買人の存在は英國銀行の必要條件なるは疑なきも——手形仲買人に Call Loan を爲すことを語るものである、而して Call Loan の資金が株式等投機取引の決済金額に使用せらるるは明かなる事實である、此處に英國銀行制度の缺點が伏在する。況んや Call Loan は英國銀行の支拂準備金なるに於いてをや。蓋し Cash in hand and money at call and short notice は英國銀行の支拂準備金なるが故である。彼れが支拂準備金たるコール、ローン論じたのは

預金銀行の本據なる、銀行の確實性(sicherheit)なる點に觸るゝのみならず、又此確實性に密接の關係を有する、資金流動(Liquidität)の問題に肉迫したもので、一據にして敵の主城を陥れんとしたものである。彼れは上述の所論に飽きたらず、更らに數歩を進めて、不正則業務(起業業務、企業組織變更業務、及純發行業務を云ふ。是等三者を通例總括して金融業務と稱す)より更らに數倍危険なるは正則業務の悪化(Ausartung der regulären Bankgeschäfte)とも稱すべき法外なる授信業務なりと云爲して、英國銀行制度の缺點を剔抉した、英國銀行制度の評議に忠實なりし彼れは獨逸銀行制度に關しても忠實なる批判者、若しくは解釋者であつた。獨逸銀行の缺點を認識することに於いて敢て人後に落ちざるも、亦其長所の認識に對しても決して吝かではなかつた。彼れは彼の所謂 „das Kind mit

dem Bade ausschütten”するを好まず、獨逸銀行の同國經濟生活に於ける職責、及效蹟を謳して „Mädchen für alles”なりと云つた。英國流銀行制度を抽象的に歸依して、兼營銀行の命題すらすでに銀行なる概念より見れば *Contradictio in Adjecto* なりとなすの思想が專政君主的威力を以つて君臨したる當時に於いては彼れの所説は、獨逸銀行論に關する一大廻轉期を畫したものである。碩學、ロシアー、シェーフル、ワグナー等(註二)が、銀行論に關しては、從來の „*Communis opinio doctum*”の樊籠を擺脫せず英國流銀行制度に拜跪して、母國銀行の研攻に至つては専ら本質の研究を忘れて枝葉の問題たる *Streitigkeiten um die Volkabel*に没頭三昧したる時、此言ありしは實に空谷桴音を聞くの感がある(註三)。而して紙幣發行銀行に關する、ワグナー、ヘルムホルツ、ト、レキシスの卓絶驚歎に値

する玉著と其學的貢獻に於いて伯仲の間に位するものである。彼れが、恩師たるポーン大學のデイチュエル教授に此著を捧げ、優渥なる多年の指導を感謝したるは故なきにあらずである。彼れの金融に關する文献上の貢獻は、英國の經濟的經驗と其經驗の上に築かれた銀行論の普遍的優越性を過度に重んずる傾向より脱して、獨逸の經濟的經驗と、其經濟的必要の上に獨逸銀行論を築かん事を試み、大體に於いて、成功したる點に存するのである、元來銀行は國民經濟上の一機關である。従つて其國民經濟と密接なる關係を有して、互に錯綜交感しつゝ、あるのである、されば一國銀行の效罪を品隋せんとすれば先づ其國民經濟の状態、換言すれば銀行發展の外的條件たる、其國經濟の特殊的要因を研し、其特殊的狀態に順應し、展開したるか否やを檢索するの必要がある、而して若し、或國の銀行

の經營形態が其外的條件に順應したならば如何に抽象的議論に反するとも其存生は妥當であり有意義であるのである、銀行の業務が變遷發展するは外的條件たる、經濟狀態の變化發達より來るものである、*banco rotto*なる派生的文辭を出せる、中世紀に於ける、*banca* 及び *cambia maritima*を營める *Banchieri*より發展し、結實して、今日の銀行に到達せる徑路を述べらば、常に銀行と其發展の特殊的要因をなす經濟狀態との關係を明かにするを得るのである。特殊的外的條件に應じて、變遷せる銀行業務の推移は、銀行なる概念、若しくは定義の變遷。一定せざるより見るも明かなる事實である(註四)、従つて獨逸銀行の同國經濟に齎した、效罪を詳かにせんとすれば、抽象的理論の無條件的信仰より離脱して、獨逸銀行の存在及發展の契機とも稱する同國經濟狀態の特殊的條件を其基本とせざ

るを得ない。然り而して獨逸銀行も獨逸經濟の欲求より生れ發展したるものである。一八四八年、株式銀行の先驅を爲した、ア・シャープハウゼン銀行組合(註五)は元より、第一期(一八四八年迄)及第二期(一八七一年より一九一四年迄)に成立、發展せる、大小多數の銀行も獨逸經濟の特殊的條件を前提としたるは明かにして、前者に關して當時の大銀行家なりし、メヒゼン氏の所論により(註六)、後者に關してはゾンバルト(註七)、又はシェーフル(註八)の云爲せる所より見るも明かである。されば獨逸銀行の實在を檢せんとせば、換言せんか其銀行の本質を理解せんとすれば、必ず、外的條件を考慮の中に加へねばならぬ、『新獨逸兼營銀行論』の著者、ボーゼニツクは云へり。

„Wenn wir uns daher über die Wirklichkeit der Bankwirtschaft klar werden wollen, so

nüssen wir auch dem Momenten, die von aussen kommend also nicht rein bankmässig seierd, als für die Existenz und die Entwicklung der Banken von wesentlicher Bedeutung angesprochen sind, Rechnung tragen. (a. a. O. S. 8.)

此文の眞意を探ぐれば、又ウェーバー研究の成果を肯定するの意を得るのである。

(註一) 英國銀行制度の特徴は分業制度にある今ヤツフェの『英國銀行論』によりて窺へば、(A)英國銀行、(B)預金銀行(英國に於いて銀行の名を以て呼ばるゝは殆ど此種の銀行のみである、近時 Discount broker に Bank の名稱を付するに至りたるが)、(C)信用及商業銀行(預金を採らず、金融業務を爲す、通常 Merchant Bank と稱せらるゝもの)、(D)信用仲介業者(手形仲買人、株式仲買人)及(E)手形交換所より成り、相互に自己の業務の範圍を分ちつゝあり。(Jaffé, Das Englische Bankwesen 1910.)

(註二) Roscher—System der Volkswirtschaft. Schäffle—System der menschlichen Wirtschaft. Wagner—Vorwort zu Sathlers's. Elbeiten banken.

(註三) ウェーバー以前に銀行論を獨逸經濟的經驗の上に築かんとしたるものがある。リチャルド・ホルデブラント其人である。彼れは一八六七年、ライプナツヒ大學教授たりし時『英國小切手制度論』に於いて、資本の充實せること英國の如きに於いてのみ預金銀行の成立可能なるも獨逸の如く、資本の需要多くして供給少なき國にては不可能である。云々。

山崎博士が、富岡氏著『獨逸大銀行及金融』の序文に「獨逸人が自國の銀行制度を了解して其價値を認むるに至れるは十二三年來のことたるを知るべく云々の言は事實を誤るものである。然し元より、ホルデブラントとウェーバーを比較せば前者の所論の低手高處に違せざるの憾あるは言を俟たない。

(註四) Viti de Marco は其著 La funzione della Banca にて銀行の定義を與へて曰く、

„La separazione della banche degli istituti di credito deriva dalla natura delle cose, perchè risponde al fatto di due riconosciute distinte funzioni: la banca è l'intermediaris dei pagamenti, l'istitute di credito è l'intermediario degli investimenti dei capitali. (a. a. O. S. 34)

其意は貨幣の授受と信用の授受とを分ち銀行とは前者を營むものを云ふと爲した。是れ明かに中世紀に於ける銀行の定

第十二卷 (六八一) 雜 錄 獨逸兼營銀行論

義に相應しいが現代の銀行の定義としては受取られず、蓋し信用を授受せず貨幣のみを授受することは思考すること不可能である、シェーフル(前掲書二卷一四五頁)が銀行を廣義に解して「代替的、動的資本の利用を媒介する業務なり」と云へるも、未だ以つて Makler-Bau und Versicherungsbanken を包括するを得ないのを見るも如何に銀行の進歩發展的なるやを示すものである。

(註五) ウェーバーは前掲書に於いて、株式銀行の先驅は一八七〇年後なりと爲した(四七頁)、然るに、リーサーは一八四八年なりと云ふ(獨逸大銀行論六九頁)而してリーサーはウェーバーの誤なることを指摘した。法律的に云へばウェーバーの説確かなり、蓋し株式會社が法律によりて認められたるは一八七〇年以後である。然し、經濟的に云へば一八四八年に設立せられたりと云ふを可とす。蓋し事實に於いて此年に存立し、經濟的に云へば法律の認容如何を問はず、存立其自身充分である。

(註六) Bosenick—Neudeutsche Gemischte Bankwirtschaft s. 10.—11.

(註七) Sombart—Deutsche Volkswirtschaft s. 202.

(註八) Schäffle—Deutsche Vierteljahrsschrift Heft 3, s. 296 297.

III

ウェーバーの著は獨逸人に獨逸銀行の眞價を知らしめた。然れども、其當時シグワルトの所謂『普遍的にして強力、且有效なる衝動たる』兼營銀行に對しての非難も必ず虚妄なりと退ける事は不可である、蓋し多少の理由の存在を肯定し居るものである。而して其非難の皮相的原因は二個の事實より來た、第一は佛國の *Société Generale de Crédit mobilier* と獨逸銀行とを同質なりと誤解したること、(註一)第二は、一九〇一年の恐慌(註二)を獨逸銀行制度に本有的なりと誤認したるより生じたるものである。されば此二點を闡明にすること自體がやがて獨逸銀行制度の正しき認識に導くものたるや言を俟たなす。credit mobilier は一八五二年十一月十二日巴里に設立せらる Isaac Pereire 兄弟が一方理想派社會主義者サンシモンの學説を實行せんとするの志と、他方、當時の經濟、政治界に於い

て暴君的專恣、横行を極めつゝありし、ロスチャイルド一家に對抗、應酬せんと志との結合より生れ、其目的とする所は動産的信用を公衆に授受するにありたるも、亦、此制度によりて經濟狀態の根本的革命を齎らんとする思想の存したることは看取するに難くない。一八五二年に初まり、一八六七年に終りたる十五年間の短き生涯は花の如き生活と慘憺たる破綻の歴史であつて、宛然人事の榮枯計り知られざるを示す好模範なるの實を示した。一八五五年の四割配當は其隆熾期の頂點を語る好左證であつた。而して其悲劇的末路の獨逸銀行制度に關して、一抹の陰翳を投ぐるに至つたのは當然の歸著であつた。蓋し獨逸銀行の典型は Credit mobilier なりとの思想が普遍しつゝありしが故である。然れども、ザットラーの研究(Der Pariser Crédit mobilier von 1852-1867) マンラードの攻索(Die

Credit Mobilier oder Emmissions- und Industrie-banken) 或又、マックス・ツールの探究(Geschichte der Handelskrisen) 或又、ジョン・ブレンヂの推稱すべし攻究(Grundung und Geschichte des Crédit Mobilier. 1903.)等は巴里動産銀行の本質を明かにした(註三)其破綻は全く動産資本の過激なる不動産化、換言すれば、自己の設立せる娘會社殊に Société immobilièreの偏倚なる放資より生じたることを明かにした。或又獨逸銀行との比較研究に於いて大なる相違あることを認めた。巴里動産銀行が、其間接準備資金とせる有價證券は資本金より多額に上り、六千萬フランの資本金に對し、一八五五年一億百萬法、一八五六年九千二百萬法、一八五七年八千三百萬法、一八五八年八千二百萬法、一八五七年七千七百萬法一八六〇年一億二千三百萬法を所持せる事實等は獨逸銀行と其經濟的經營方針との大なる差

異あるを語るものである(予の論文下參照)而して巴里動産銀行に對する此種研究は獨逸銀行制度の陰翳の一面に光明を齎らした。ウェーバーの如きも、其驚歎すべし研究に於いて、此點より出發した。彼れが獨逸銀行を Pereire 兄弟の意味に於ける Credit Mobilierなるや否やと自問して、Ich antworte: Nein. (註四)と自答せるより見るも明かである。

巴里動産銀行よりも獨逸銀行制度に深い暗雲を投げたのは、一九〇一年に於ける商業恐慌であつた。同國學者の多くが獨逸銀行の本質より此恐慌の生じたる事を云爲した。ワグナーの如きも其隨一であつた。彼れが、『理論家、世間知らずの書齋學者(Stubengelehrte)老朽爲すなきの死學者が、實際家、元氣横溢せる實際家より勝つた』との快心の皮肉を漏したのは此恐慌が偶然にも自己の豫見と適中したかの感があつたか

らである。然れども事實は是れに反する。一九〇一年の恐慌は獨逸銀行制度の含有的、本質的必然なる缺點より生じたるにあらず、全く外在的、假相的、偶發的事實より生じたるものである、即獨逸取引所法の不備と、重役の不徳行為より生じたるものである。然り、此恐慌に對しては、反つて獨逸銀行は其長所を示した。佛人ブロンデルの云へるが如く、實に此危機に際して獨逸銀行は、"Victorieusement" に立つたのである、クロイツ新聞は此間の消息を語つて居る。曰く、

Es soll nicht verkannt werden, dass die Haute banque durch ihre rasche und energische Schutznahme des berechtigten Kaufmannischen Kredits, speziell in Sachsen, die Folgen der Leipziger Katastrophe sehr gemildert hat. Dafür kann ihr nur aller Dank und Anerkennung

辯難せられた。而して此要求を具體化するものは一九〇八年より一九〇九年に涉りし『銀行制度調査委員會』である。現に同委員會の參考資料として提供せられた、フーステノー博士の材料調査彙集に『獨逸銀行制度に何等かの改革を望むの聲は、其量に於いても重きに於いても、熾烈なるものがある』云々と云へるが如きは是れを示するに足る。此實際的要求に應じて學的研究が續々現はれた、ヤッフェの『英國銀行論』、ヤイデルの『獨逸銀行と工業關係論』、オプストの『貨幣銀行及取引所論』及リーサーの『獨逸大銀行論』等は其代表的研究書であつて、いづれも一九一〇年に上梓せられたるを見れば其企圖の奈邊に存するや驗するの要がない。實に此當時は獨逸銀行論の黄金時代であつた。されば佛國經濟學者が同國銀行論の包括的研究の少きを獨逸に比して、慨歎するは無理がないのである

geollt werden. (Weber. a. a. O. S. 10.) (註五)
是れ、實際的事實より演釋せられた、獨逸銀行短所論の源泉を清むるものである。而して、ウェーバーも此點を研索した、然れども上述二個の批難を明確に論破すると雖も獨逸銀行研究の完璧を期することが出来ない。

『吾人にして若し、安全に職業に従事せんとせば、先づ、我銀行制度の研究より出發せねばならぬ』とは、バヂェオットの『英國金融論』(Lombard Street)の一節である。獨逸銀行研究に關し、英國流見解の桎梏より脱して、學的自由民となりたる、獨逸學者は、此句の意味を體得して、更らに深く、母國銀行制度の研究に没頭して、其齎らした成果に見事なるものがあつた。亦他方に於いて、實際社會の要求が、種々の疑問の解決を迫つた、種々の改革案は討議、

る。彼の Albin Huart 如きも一九一三年に於いて曰く、

En Francais, nous ne pouvons guère citer que des études fragmentaires, car ni l'ouvrage de Sayous sur, Les Banques de Dépôt, les banques de crédit et les sociétés financières, ni celui du Comte de Saint Maurice sur l'histoire des sociétés de crédit en France ne peuvent prétendre à un titre plus vaste" Huart—
L'organisation du Crédit en France p. 2.) (註六)

故に、獨逸金融論を惹起せしめた、『銀行制度調査會』を研究するの必要を見る。蓋し、該調査會こそ、獨逸銀行制度の本體に觸れんとしたるものなるが故である。況んや、該委員會の論議に上りしものは、予が本論文に於いて、主として研究せんとする、獨逸銀行の經濟的經營關

係と至大なる關係を有するに於いてをやである。

(註一) 獨逸經濟史上、企業組織變更時代を知らるる一八五三年工業資金供給の目的にて、Bank für Handel und Industrie 設立せらる、而して該銀行を看做して佛國のCrédit Mobilier の模倣なりとせらる、も然らず。或又伊太利のCredito Mobilare を模倣せりと云ふも、然らず(Risser, a. a. O. S. 42.)

(註二) ライプツヒ銀行、ドレスデン信用銀行、ライン銀行、ハイルブロン企業銀行の破綻より來りたるものである

(註三) 巴里信用銀行研究の原本と看做すべきは Aycard-Histoire du credit Mobilier 1852-1867, Duvellès 1867. であつて、五百九拾五頁より成る。其學界に貢獻せし點より見れば餘り、推稱に値いしない。リーサー、ブレンザの如きと此著を批評して、Nichts weiter als ein Pamphlet von Anfang bis zu Ende といつた。

(註四) Weber, a. a. O. S. 5. 参照。

(註五) 堀江博士「銀行論」四八〇頁参照。

(註六) Eugen Kaufmann—Das Französische Bankwesen 序文参照。

四

『銀行制度調査委員會』(Bank Enquete Kommission)

關係は、銀行の授信業務の安全確實と其流動性の問題に極限せらる。而して此問題に觸るるはやがて、預金銀行の根本の原則 (Grundregel) たる『貸方業務と借方業務とは質量共に同一たるを必要とする』の問題に迫て來つたのである(註三)流動性如何の問題は、授信業務の性質及種類の問題より轉化して、銀行剩餘金を生産的なりと思考するや否やの問題に展開し來るのである。換言せんか、經濟學史上、稀に見る天才或點に於いて超リカルドなりとの讚辭を受けたるヘルマンの所論『銀行經營上、剩餘金を看做して、不生産的をなすは最も危険にして、不條理である』との結論を、認容、信服するやの問題に來るのである。第二の問題は第一の問題より來る當然の論題である。細別すれば、(一)預金の引受、掌理、及其放資を規定する一定の法的標準の要あるや否や、(二)貸借對照表の發表

mission)(註二)は一九〇八年より一九〇九年迄を其會期とした。其動機は一九〇七年に於ける通貨逼迫及是れより起つた恐慌が獨逸銀行に對する疑義を提供したれば是れに根本的改革を爲さんとするより生れたものである。されば該會の委員は皆學界、實業界、政治界に於ける大家を網羅した。即帝國銀行總裁、ハーベンスタイン氏はそれが主宰となり、レキシス、リーザー、ワグナーは學界の代表者と見るべく、リュック、マックスは實際社會の代表者と見るべく、二十三名の委員、悉く、學問と經驗とを披瀝した。(註二)

會議に於いて、論議に上りしは、第一は預金の安全確實と、其流動性の問題である、第二は各改革案の可否善惡の甄別、批判とである。第一の題は、預金の性質、從つて其れと外來資金との關係に觸る。斯くて、預金と外來資金との(二)從來の預金銀行に代るに足る新制度採用の可否等の問題を含むのである。第二の問題に關しては學者、實際間に完全なりと云ふこと能はざるも、大略、意見の一致を見た、同委員會に於ける、ワグナーの所論明かに是れを語るのである(註四)而して決議事項の實行は政府及立法部(州會及國會)に委任した。然れども、元來該會議は初めより、獨逸銀行制度の急激、又は根本的變化を希望せず(註五)。是れを委員會に於ける、議長ハーベンスタインの言『委員中に法律によりて信用銀行(Kredit bank)(註六)より預金銀行の分離を望ましき事なりと思惟するものなきを確信するなり』云々或又『諸外國、殊に英國の如きも——曾ては同國銀行制度に無條件的歸依をした——獨逸銀行制度に模倣するを可と爲すの意見現はるゝに至つた』云々、によるも看取するに難くない。或又官立預金銀行の設

立單一銀行制度の必要論等の採用せられなかつた事實より見るも明かである(註七)。然れども不斷の發展の道程にある獨逸經濟狀態に適應するべく、種々なる改革案の採用せられた事は周知の事實である(註八)。而して根本的革命的變化を獨逸金融制度に與ふるを否定した。該會議の根底に存する思想は、ウーバー、フイルデプラントの思想と、共鳴する所あり、彼等は銀行論中に普遍的生命を有するものと、特殊的性質を有するものとの區別あるを認めた。換言すれば社會學に於いてすらも認容する、學の地理的差別の又等しく、銀行論にも適要せらるゝを裁斷した。即特殊的外的條件を其生存、發展の根柢とする獨逸銀行は學理がよしや此制度を否定するも、他國の經驗及其經驗の上に築れたる學説がよしや此制度を肯定せざるも、其存在の理由と意義とは嚴然として存することを明かに

した。該調査會も心理的惰性の餘惠によりて、獨逸人に淡き傳統的權威を有したりし、英國銀行制度謳歌説に對して、止めを刺して、獨逸銀行の *Hison Velle* を認識した。此認識の結果は根本的變革を否定するに至つたのであつた。否寧ろ、經濟生活と密接の交渉、錯綜を爲す金融制度を人爲的に、而かも根本的に、變革するの有害無益なるを、悟認した結果であつて、而して此思想は又等しく、英國金融學界の權威者たる、*Bagehot* の思想と一致する。

現代英國金融學界の第一人者たる、ウイザーが『吾人の歩みし路、歩みつゝある路、歩まんとする路を、天才的光明によりて、照教、豫斷せし金玉の著なり』と、歎稱したる *Lagelot* の *Lombard Street* の結論と符を等しくするものがある。バヂオット曰く

"A system of credit which has slowly grown

up as years went on, which has suited itself to Course of business, which was forced itself on the habit of men, will not be altered because theorists disapprove of it, or because books are written against it, (Lombard Street p. 310)

而して此句が、當時英國に存したる、獨逸銀行に英國銀行が學ぶの要ありと爲す論者、ウーバーの所謂『英國銀行制度の *reformbedürfnis* を大聲する人々』に答へたるものなることを知り、更に獨逸銀行調査委員會の決議を、知らば、感興の涌然たるを禁ずること難いを思ふ。調査會は大山鳴動鼠一匹の感あるも、亦獨逸金融の實際と學理とを調和したるの效は減するを得ない。調査會より、既に十周星、リースター、ヤッヒエの玉著出でて、九春秋を重ね、更にウーバーの著上梓せられしは、十六星霜の昔

彼等の書、徒らに古典的ならんとしつゝある半面、光耀にたぐひて發展の道程にあるは獨逸經濟である、進歩して止まらざるは銀行業務である。斯くの如くして、銀行論の問題は生起しつゝ、又開展しつゝある、新らたなる、疑問は續發して、其解決を待つて居る。況んや、獨逸銀行論は *Viel* なるも *Viel* ならざるの憾あり』と掲言せる『新獨逸兼營銀行論の著者、ポーゼニツク(一九一二年同書序文参照)の語辭の明らか

に耳朶に残れる時であるに於いてをやである。茲に於いてか、吾人は思を秘めて、獨逸銀行の研究に没頭するの要がある、換言すれば其實在を明かにし、本體を把握するの要がある。而して此問題こそ其解決を吾人に強要する所のものである。予の拙文亦僅かに、其一端に觸んとするるのである。『銀行經濟的經營關係(*die bankwirtschaftlichen Betriebsverhältnisse*)の解剖』即是れで

ある。蓋し一經濟を完全に理解せんとすれば其經營如何を知悉するの要がある、即經營は經濟の目的意志 (Zweckwille) の表現、若しくは到目的手段なるが故である。此處に云ふ經濟 (Wirtschaft) とは、ベンハルトの所謂 „Verwertungs-Gemeinschaft“ (活用團體) の意にして、經營とは又等しく彼れの所謂 „Arbeitsgemeinschaft“ (労働團體) の意である (註九) 故に、此意味に於ける、經濟の精神 (Der Geist der Wirtschaft) は常に必ず、經營の上に表現せられ、反映せらるゝものである、従つて、商工業に於いても、農業に於けると等しく、其經營形態の推移は其經濟の變遷を物語るものである、商業の一部門なる銀行に於いても亦其經營形態の推移よりして銀行經濟の本質を攻究することを得るのである。蓋し經營の上に經濟の精神、及私經濟的成果 (Erfolge) — 利潤の本體を認むるを得るからで

ある。而して、經濟的經營關係の解剖は分れて總收入の問題、總支出の問題、私經濟的利潤の問題、預金の安全確實の問題及準備金問題、従つて投資の種類の問題と成るのである。此中總支出及私經濟的利潤の問題は他日の研究に譲りて茲に論じない。蓋し、總收入の問題の研究は獨逸銀行の發達の方向、及業務の方針を闡明にすべく、預金の安全確實及準備金の問題は『獨逸銀行制度調査委員會』の決議と密接の交渉を有するからである。以下各節にて論せんと思ふのである。

(註一) 米國の National Monetary Commission 編纂の „German Bank Inquiry of 1908-9. 參照。
 (註二) 研究資料として提出せられたる、統計及理論は皆集して „Materialien zur Frage des Depositenwesens“ なる書名の下に上梓せられた。其内容を爲すものにして擧ぐるに足るものは次の如し。
 ハステノーの「預金銀行整齊に関する諸問題」フランスブルヒの「獨逸投機銀行統計」オプストの「獨逸預金銀行の立

法規定論』及帝國統計局の「預金銀行干渉論」其他「發行業務に関する統計」「貸借對照表論」等あり。此等の中には、リーサーの所謂 „noch seltenen branchbare Reformvorschlage“ 存するは明かなる事實であつた。

- (註三) Georg Schanz-Artikel „Banken“ im worterbuch der Volkswirtschaft von Elster Bd. I. S. 310. 參照。
- (註四) 前掲「調査會議事録」七六二頁參照。
- (註五) 同書、四四頁參照。
- (註六) Kreditbanken は株式銀行 (Effekten Bank.) 投機銀行 (Spekulationsbank) 及發行銀行 (Emissions bank) を包括せん。
- (註七) Casor Straus の「單一預金銀行制度論」或又 Otto Warschauer の「國立預金銀行論」或又 Graf Armin の「立法的干渉論」等を云ふ。
- (註八) Miscellaneous Articles on German Banking p. 20. 參照。
- (註九) Sombart, Dir. Moderne Kapitalismus s. 5-6. 參照。

經濟時事評論

安川貞三

物價、米價調節の訓令

一般物價の暴騰に伴ひ、近時食料品、就中米價の奔騰は一見其已む處を知らざるの觀がある。曩に暴利取締令、輸出制限等によりて之が調節を試みたる當局は、最近又もや外米の再輸出を禁止し或は物價時に米價調節の訓令を發して此が調節に努力し今や更に定期取引の一部禁止をすら斷行するに至つた。誠に當局が日常必需品の價格調節に對し焦心苦慮するの狀正に眼前に見るの思がするのである。

然れとも彼の『賣惜しみをなすは堅實なる生産者の最も慎しむ可き處』などと云へる『あ